

## 保険医療機関における掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、ウェブサイト上で書面掲示を行っております。

### 明細書発行等加算に関する掲示

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供という観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際にお申し出ください。

### 医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当院では、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しています。
- ③ マイナ保険証を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ④ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを検討しております。

### 医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認をおこなっています。

これにより薬剤情報、特定健診情報等の情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024 年 6 月 1 日より以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

#### ●加算 1: 3 点(月に 1 回)

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

#### ●加算 2: 1 点(月に 1 回)

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

#### ●加算 3: 2 点(3ヶ月に 1 回)

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

#### ●加算 4: 1 点(3ヶ月に 1 回)

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

### 一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

当院では後発医薬品のある医薬品について、一般名(有効成分の名称)で処方を行う場合があります。

一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が供給しやすくなります。

#### **基本診療料の施設基準・特掲診療料の施設基準に関する事項**

別添の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

#### **特掲診療料の施設基準(手術)に係る揭示**

別添の「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術に関する実施件数」をご参照ください。

#### **保険外負担に関する事項**

当院では以下の項目について実費の負担をお願いしております。

診断書 3,300円～

# 施設基準届出一覧

当院では下記の施設基準に適合している旨の届出を、仙台・盛岡院は東北厚生局へ、高輪院は関東信越厚生局へ行っております。

## 【基本診療料】

- ◆夜間・早朝等加算
- ◆明細書発行体制等加算
- ◆時間外対応加算 1（仙台・盛岡院のみ）
- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準の施設基準（仙台・高輪院のみ）
- ◆医療 DX 推進体制整備加算

## 【特掲診療料】

- ◆医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
- ◆婦人科特定疾患治療管理料
- ◆一般不妊治療管理料
- ◆生殖補助医療管理料 1
- ◆染色体検査の注 2 に規定する施設基準（仙台・高輪院のみ）
- ◆精巣内精子採取術の施設基準（仙台・高輪院のみ）

## 【先進医療】

- ◆子宮内膜刺激法 (SEET 法)
- ◆タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- ◆子宮内膜受容能検査 (ERA 法)
- ◆子宮内細菌叢検査 (EMMA/ALICE 法)
- ◆子宮内膜擦過術 (内膜スクラッチ法)
- ◆強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別法 (IMSI 法) (仙台院のみ)
- ◆子宮内フローラ検査
- ◆ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選別術 (PICSI 法)
- ◆膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ◆二段階移植 新鮮胚/凍結胚 (高輪院のみ)

## 【選定療養】

- ◆医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解

~~~~~

下記の時間帯にご来院の方は夜間・早朝等加算 50 点が、診察料に加算されます。なお、受付時間より遅れて下記の時間帯に来院された場合も同じく加算となります。

## 【夜間・早朝等加算に該当する時間】

-  土曜日の午後
-  日曜・祝祭日
-  朝 7 時半～8 時（高輪院のみ）

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部 手術の通則4を含む。)に掲げる手術に関する実施件数について

1.区分1に分類される手術

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| ア | 頭蓋内腫瘍摘出術等     | 0件 |
| イ | 黄斑下手術等        | 0件 |
| ウ | 鼓室形成手術等       | 0件 |
| エ | 肺悪性腫瘍手術等      | 0件 |
| オ | 経皮的カテーテル心筋焼灼術 | 0件 |

2.区分2に分類される手術

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| ア | 靭帯断裂形成手術等    | 0件  |
| イ | 水頭症手術等       | 0件  |
| ウ | 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等  | 0件  |
| エ | 尿道形成手術等      | 0件  |
| オ | 角膜移植術        | 0件  |
| カ | 肝切除術等        | 0件  |
| キ | 子宮附属器悪性腫瘍手術等 | 17件 |

3.区分3に分類される手術

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| ア | 上顎骨形成術等             | 0件 |
| イ | 上顎骨悪性腫瘍手術等          | 0件 |
| ウ | バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) | 0件 |
| エ | 母指化手術等              | 0件 |
| オ | 内反足手術等              | 0件 |
| カ | 食道切除再建術等            | 0件 |
| キ | 同種死体腎移植術等           | 0件 |

その他の区分に分類される手術

|  |                                              |    |
|--|----------------------------------------------|----|
|  | 人工関節置換術                                      | 0件 |
|  | 乳児外科施設基準対象手術                                 | 0件 |
|  | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術                       | 0件 |
|  | 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び対外循環を要する手術 | 0件 |
|  | 経皮的冠動脈形成術                                    | 0件 |
|  | 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術                   | 0件 |

※2023年1月～12月までの実施件数